

## 電子入札に係る競争入札の留意事項

下妻市が電子入札により競争入札に付する建設工事、建設コンサルタント業務等の入札条件及び留意事項等は、次のとおりである。

### 1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、下妻市契約規則（平成20年下妻市規則第9号）、下妻市建設工事執行規則（昭和63年下妻市規則第14号）、下妻市建設コンサルタント業務執行規則（平成24年下妻市規則第31号）、下妻市電子入札実施要綱（令和7年下妻市告示第205号）及び下妻市電子入札運用基準（令和7年下妻市告示第206号）を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

### 2 入札方法及び提出資料

- (1) この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う案件である。ただし、ICカード再取得の申請中又は電子入札システム導入準備中等のやむを得ない事由があると認めた場合に限り、紙入札に変えることができるものとする。なお、紙入札による入札を希望する場合は「紙入札方式参加承諾願（様式第3号）」を提出することで紙入札を承諾するものとする。
- (2) 入札書は、『開札日の前日の午後3時まで』に電子入札システムにより提出することを原則とし、持参又はファクシミリによる入札は認めない。この場合、入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知等により確認すること。ただし、(1)により

承諾を得た場合は、『開札日の前日の午後3時まで』に書留郵便又は持参により提出することができる。

- (3) 入札執行回数は、原則1回を限度とする。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。入札金額の入力ミス又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (5) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。  
入札を辞退するときは、入札書の提出期間内に電子入札システムにより「入札辞退届」を提出するものとする。紙入札による場合は、郵送又は持参によるものとし、「入札辞退届」を入札書の提出期間内に市総務部財政課まで提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (6) 紙入札の承諾を得た者は、書面により資料の提出及び入札等をすることができる。  
なお、この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。
- (7) 電子入札システムにより入札書を提出する場合は、入札書にくじ番号（任意の3桁の数字）を入力するものとし、紙入札による場合は、入札書に当該番号を記載するものとする。くじ番号が入力され、又は記載されていないものは「000」として取り扱うものとする。
- (8) 電子入札システムの障害、故障等やむを得ない事情がある場合には、入札書の受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行い、電話、ファクシミリ等の方法により入札参加者にその旨を通知するものとする。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り替えるものとする。
- (9) 電子入札及び紙入札において、事故が起きたとき又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

### 3 設計図書の閲覧

設計図書の閲覧は、「入札情報サービス」からダウンロードすること。

### 4 工事費内訳書及び確約書の提出

- (1) 競争入札に付する建設工事において、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は任意とするが、用紙の大きさは、A4を基本とすること。
- (3) 工事費内訳書には、当該工事に係る閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事内訳書中の細別・規格程度まで記載するものとする。なお、工事費内訳書は積算の内訳を明らかにするものであることから、端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載してはならない。
- (4) 工事費内訳書は、工事名、商号又は名称及び代表者名を記した表紙に、本工事費内訳書に単位及び金額欄を記載したものを添付した書類をもってこれに代えることができる（この場合、工事価格欄の概要欄には、「見積価格（入札書の見積り金額）」と記入し、金額を記載すること。）。
- (5) 工事費内訳書は、電子入札システムにより電子ファイル（TIF形式）で提出すること（提出資料をTIF形式に変換する方法については、下記参考資料のアドレスにより確認すること。）。紙入札による場合は、入札書とあわせて書留郵便又は持参により提出すること。
- (6) 工事費内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同期間とする。工事費内訳書が提出期間内に提出されない場合又は入札書に記載された入札価格と工事費内訳書に記載された工事価格が同額でない場合は当該入札を無効とする。
- (7) 競争入札に対する建設工事においては、確約書を入札書の提出期間内に市総務部財政課までファクシミリ（0296-43-4214）により提出すること。紙入札による場合は、確約書を入札書とは別に書留郵便又は持参により提出すること。

## 5 開札

開札は、入札事務に関係のない市職員が立ち会う。なお、電子入札システムによる入札（開札）であることから、入札参加者の立会いは求めない。

## 6 入札の無効

下妻市契約規則第14条各号のいずれかに該当するもののほか、次の入札書は無効とする。

- (1) 工事費内訳書の提出を求めたにもかかわらず、当該内訳書の提出がない場合
- (2) 入札執行（開札）日時までに指名停止を受けた場合
- (3) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合

- (4) 市長の承諾を得ずに紙入札をした場合
- (5) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (6) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

## 7 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札者とすることを原則とする。
- (2) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者を落札者とせず、予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札者とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによるくじ引により落札者を決定する。ただし、電子入札システムによるくじ引の手続が困難な場合は、市長が指定する場所及び日時においてくじ引の手続を行い、落札者を決定するものとする。

## 8 問合せ先

下妻市役所 総務部 財政課  
住所 〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地  
電話 0296-43-2267 FAX 0296-43-4214  
電子メール keiyaku@city.shimotsuma.lg.jp

### 参考資料

- ・いばらき電子入札共同利用  
<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html>
- ・電子入札システム操作マニュアルー受注者編一

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/sousahouhou.html>

- ・電子入札システム

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-system.html>

- ・入札情報サービス

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-information.html>

- ・各ファイルの変換方法について

<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/tool.html>